

# Press Release

厚生労働省北海道労働局発表平成28年12月12日

【照会先】

担

当

厚生労働省北海道労働局労働基準部監督課

統括特別司法監督官

<電話>011-709-2311

( 内線 3542 )

報道関係者各位

た。

## 約4割の現場で墜落災害防止措置義務違反などを是正指導

- 台風の被害による災害復旧工事現場を含む 全道約 300 の建設工事現場に対し集中的な監督指導を実施 -

北海道労働局(局長 田中敏章)は、本年10月に実施した建設工事現場に対する集中的な監督指導の結果を取りまとめました。

- 1 建設業の労働災害は、例年、工事追い込み期に当たる 10 月から 12 月に多発する傾向にあります。このため、道内 17 の労働基準監督署(支署)は、本年度も 10 月 17 日から 31 日までの間、建設工事現場への集中的な監督指導( 1)を実施しました(別紙参照)。また、今年度は、台風の被害による災害復旧工事における労働災害防止対策として、復旧工事管轄署においては、同時期に災害復旧工事現場の集中的な監督指導を実施しまし
- 2 この結果、台風の被害による災害復旧工事現場 20 現場を含む全道 296 の建設工事現場 に監督指導を実施し、その 37.8%(前年度 43.6%)の現場で労働安全衛生法違反が認め られ、その是正を指導しました。

全体の違反率は前年度を下回る一方、手すり等が設けられていない足場等墜落の危険性が高い設備などについて、その使用停止等処分(2)を命じた現場(15 現場、5.1%)は、前年度(11 現場、4.0%)より増加しました。

3 建設業においては、11 月以降死亡災害が多発し、12 月 11 日現在死亡者数は 24 人と昨年 1 年間の死亡者数 25 人に迫り、憂慮すべき事態となっております。

北海道労働局では、「建設工事追い込み期労働災害防止運動」について、広く取組の推進を図るとともに、11月30日に建設工事発注者連絡協議会(緊急)を開催し、より一層の連携を図っているところです。

- (1)労働基準監督官による現場への立入調査及び是正・改善指導のこと
- (2)危険性の高い機械・設備などについて、労働基準監督官がその場で使用停止などを命ずる行政処分のこと

#### 1 監督指導結果の概要

建設業の労働災害は、例年、冬期間を控えた建設工事追い込み期に当たる 10 月から 12 月に多発する傾向にあります。このため、北海道労働局では、建設事業者に対して「建設工事追い込み期労働災害防止運動」(別添パンフレット参照)の実施を主唱しています。

今般、この運動と並行して、道内 17 の労働基準監督署(支署)は建設工事現場 296 現場【前年度 275 現場】に対して集中的な監督指導を実施しました。

また、今年度は、台風による被害に係る災害復旧工事に対する労働災害防止対策として、復旧工事管轄署においては、同時期に災害復旧工事現場の集中的な監督指導を実施しました。

その結果、112 現場 (37.8%) 【前年度 120 現場 (43.6%) 】で労働安全衛生法違反が認められ、是正勧告書を交付するなどの指導を行ったほか、15 現場【前年度 11 現場】で、手すり等が設けられていない足場等墜落の危険性が高い設備などについて、その使用停止等を命じました。

#### 2 監督指導結果の詳細

#### (1)業種別の法違反及び措置の状況

現場数(%)

		監督現場数		労働安全衛生法 違反現場数		使用停止等現場数	
		本年度	前年度	本年度	前年度	本年度	前年度
	土木工事業	135 (45.6)	100 (36.4)	41 (30.4)	34 (34.0)	2 (1.5)	0 (0.0)
	建築工事業	142 (48.0)	156 (56.7)	67 (47.2)	80 (51.3)	13 (9.2)	11 (7.1)
	その他の 建設業 (電気工事業等)	19 (6.4)	19 (6.9)	4 (21.1)	6 (31.6)	0 (0.0)	0 (0.0)
	建設業	296 (100.0)	275 (100.0)	112 (37.8)	120 (43.6)	15 (5.1)	11 (4.0)

監督現場数 296 現場のうち、災害復旧工事現場 20 現場

### (2) 主な法違反の状況

ア 元請 (特定元方事業者)の措置義務違反のうち主なもの

下請 (関係請負人) の法令違反を防止するための指導及び指示に関するもの

67現場(22.6%)【前年度26.2%】

設けられた足場からの墜落等による危険の防止措置に関するもの

35現場(11.8%)【前年度14.5%】

物品揚卸口などからの墜落による危険の防止措置に関するもの

16現場(5.4%)【前年度4.4%】

災害防止協議会の設置及び運営に関するもの

4現場(1.3%)【前年度3.3%】

イ 墜落等による危険の防止措置義務違反のうち主なもの

設けられた足場等の作業床、手すり等の設置に関するもの 31現場(10.5%)【前年度10.5%】 高さ2m以上の作業床の端、開口部等の手すり、囲い等の設置に関するもの

18現場(6.1%)【前年度5.1%】

足場の点検・記録に関するもの

12現場(4.1%)【前年度6.2%】

ウ 建設重機の使用に係る危険の防止措置義務違反のうち主なもの

移動式クレーン、ドラグ・ショベルなどの作業計画の作成・周知に関するもの

27現場(9.1%)【前年度6.5%】

車両系建設機械の運転席から離れる場合の装置等の停止措置に関するもの

7現場(2.4%)【前年度1.8%】

立入禁止措置、誘導者の配置などの接触防止措置に関するもの

4現場(1.4%)【前年度1.5%】

エ 安全衛生管理体制の確立及び体制の整備に関する措置義務違反のうち主なもの

作業主任者の選任、氏名等の周知に関するもの

13現場( 4.4%)【前年度 3.3%】

#### 3 今後の取組

各労働基準監督署 (支署) においては、指導した事項についてその確実な是正を確認することとしています。

建設業においては、11 月以降死亡災害が多発し、12 月 11 日現在死亡者数は 24 人と昨年 1 年間の 死亡者数 25 人に迫り、憂慮すべき事態となっております。

北海道労働局では、「建設工事追い込み期労働災害防止運動」について、広く取組の推進を図るとともに、11 月 30 日に建設工事発注者連絡協議会(緊急)を開催し、より一層の連携を図っているところです。